

仕 様 書

1. 業務名

令和8年度和歌山県産業別景気動向調査業務

2. 業務目的

本業務は、統計データや経済指標、企業情報に基づく産業別の景気動向調査と、企業に対するアンケートに基づく実態調査を組み合わせ、県内経済の総合的な現状と課題を明らかにし、今後の独自施策策定の基礎資料とすることを目的としている。

3. 業務内容

(1) 対象業種

本調査の対象業種については下表参照

大分類	中分類	大分類	中分類
建設業	総合工事業 職別工事業 設備工事業	卸売・小売業	流通 ※ 衣料品卸売・小売業 飲食料品卸売・小売業 機械器具卸売・小売業 建築材料卸売業 化学製品卸売業 生活用品小売業 燃料小売業
製造業	飲食料品 ※ 木材・木製品 ※ 繊維・衣料 ※ 家具・建具 ※ 化学 ※ 石油 ※ 家庭用品 ※ 漆器 ※ 皮革 ※ 鉄鋼 ※ 電機 ※ 機械・金属 ※ 輸送機械 ※ 電気・電子 ※	サービス業	情報通信 ※ 運輸 金融 ※ 不動産 宿泊・飲食 生活関連サービス・娯楽 教育 医療・福祉 自動車整備業
電機・ガス・ 熱供給・水道業	エネルギー ※		

(2) 調査

① 産業別景気動向調査

次に掲げる調査項目を基礎として、調査方法及び調査項目等について県担当者と事前に打ち合わせを行ったうえで調査を実施する。

調査結果を取りまとめ、業種ごとに取りまとめた報告書を作成する。ただし、は、「3.事業内容」の「(1)調査対象」に示す業種のうち、県担当者と事前に打ち合わせを行った上で決定した業種とする。（※印の業種から決定する。）

【調査項目例】※下記に限らず調査項目を追加することができる。

- ア 当該業種の特徴・全国的な位置づけ
- イ 調査対象期間における総評（県内及び全国の業界の全体的な動き（倒産等も含めて））
- ウ 当該業種の全国における標準的な利益率（幅のある記載も可とする。）
- エ 当該業種の統計データ
 - a 生産額、輸出額の推移（3～5年分）
 - b その他当該業種・県内企業に関係のある統計データの表及びグラフ
- オ 当該業種・県内企業に係る輸出入および海外展開状況
- カ その他
 - 直接・間接を問わず、輸出入に関する状況や海外進出状況等の特徴的な事情
 - 内需動向、原材料・販売価格・設備投資の動き、企業数の推移、特徴的な事情

② 企業の経営実態調査

次に掲げる主な調査項目例を基礎として、調査方法及び調査項目等の詳細について県
 担当者と事前に打ち合わせを行ったうえで調査を実施する。調査対象者は「3.事業内
 容」の「(1)調査対象」に示す業種に属する県内企業3,000者以上とする。

調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。

【調査項目例】※下記に限らず調査項目を追加することができる。

- ア 企業の基本情報
- ・ 資本金
 - ・ 従業員数
 - ・ 賃金
 - ・ 売上高及び当期純利益の推移（３～５年分）
- イ 社会事象による影響と取組（物価高騰・円安・最低賃金等）
- ウ 価格転嫁の状況
- ・ 現状の認識
 - ・ 今期における価格転嫁の状況（転嫁率）
 - ・ 価格転嫁できた・できなかった理由
 - ・ 価格転嫁の協議・方法、交渉の頻度
 - ・ 不適切行為について
- エ 設備投資の状況

オ 人事労務関係

- ・賃上げ
- ・人材確保
- ・雇用状況（正規・非正規、外国人等）

カ 現況と今後

- ・経営状況
- ・経営課題
- ・資金繰り状況

キ 事業承継・継続

- ・事業継続計画（BCP）
- ・承継（廃業）予定
- ・和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターについて

（３）分析

上記の「（２）調査」に示す２つの調査結果を踏まえ、和歌山県経済の現状と課題、新たな取組等を整理・分析し、その内容が記載された報告書を業種ごとに作成する。

（４）納品

下記(ア)から(ウ)の電子データを納品すること。納品する電子データについては、Word、Excel、PowerPoint などの office 製品の拡張子のもの又は PDF ファイルとし、納品前に県担当者と協議のうえ、形式を決定すること。

なお、納品に使用する記録媒体等については、新品を使用することとし、ウイルス対策を万全に行うこと。

(ア) 「（２）調査」に示す２つの調査で作成した個別の報告書

(イ) 「（２）調査」の「②企業の経営実態調査」における集計データ

(ウ) 「（３）分析」で作成した資料

４．調査報告期限

委託業務完了日 令和９年３月３１日

５．その他

(１) 本仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、県と受託者が協議の上、県の指示に従い業務を遂行するものとする。

(２) 受託者は、受託者が行う業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

(３) 本業務の遂行中に受託者が県並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに県へその状況及び内容を連絡し、県の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は受託者が負うものとする。

(４) 本業務における成果品は、全て県に帰属する。